二　定義

この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「協定指針」という。）第一の四に定めるもののほか、次の1から3までに定めるところによる。

1　特例フィリピン人看護師候補者　平成二十一年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

2　特例受入れ機関　その設立している施設において雇用する契約を特例フィリピン人看護師候補者との間で締結した日本国内にある医療法人等の公私の機関をいう。

3　特例受入れ施設　在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の活動に従事するため、特例フィリピン人看護師候補者が特例受入れ機関との雇用契約に基づき就労する病院をいう。

三　特例フィリピン人看護師候補者及び特例受入れ機関の責務

1　特例フィリピン人看護師候補者の責務

特例フィリピン人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、平成二十四年度看護師試験の合格を目指して取り組むものとする。

2　特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例フィリピン人看護師候補者が平成二十四年度看護師試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例フィリピン人看護師候補者の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

第二　看護師の資格取得前の特例受入れ機関における研修としての就労

一　特例フィリピン人看護師候補者の要件

特例フィリピン人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の1から3までに掲げる要件を満たさなければならない。

1　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「日フィリピン協定」という。）附属書八第一部第六節1(a)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例フィリピン人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との雇用契約に基づいて、次の(1)及び(2)の活動に従事する者であること。

(1)　法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十四年度看護師試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における平成二十四年度看護師試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

(2)　(1)の活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

2　第一の三の1の責務にのっとり、三の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

3　平成二十三年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師試験」という。）において不合格であり、かつ、平成二十三年度看護師試験の得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

二　特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の1から3までに掲げる要件を満たさなければならない。

1　協定指針第二の一の3を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、協定指針第二の一の3中「フィリピン人看護師候補者が」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者が」と、協定指針第二の一の3の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）第二の三の看護研修改善計画」と、協定指針第二の一の3の(7)中「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」と、「受入れ機関」とあるのは「特例受入れ機関」と読み替えるものとする。

2　第一の三の2の責務にのっとり、三の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

3　次の(1)から(3)までに掲げる報告を適切に実施する機関により設立されたものであること。

(1)　在留資格変更時報告

その雇用する者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けたときは、その旨及び三の看護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告すること。

(2)　定期報告

イ　1の特例受入れ施設の要件の遵守状況及び四の雇用契約の要件の遵守状況について、平成二十五年一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告すること。

ロ　その雇用する各特例フィリピン人看護師候補者の研修の実施状況について、平成二十四年十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告すること。

(3)　随時報告

イ　その雇用する特例フィリピン人看護師候補者が死亡若しくは失踪した場合、又は当該特例フィリピン人看護師候補者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告すること。

ロ　その雇用する特例フィリピン人看護師候補者との雇用契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告すること。

ハ　その雇用する特例フィリピン人看護師候補者の平成二十四年度看護師試験の合否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告すること。

ニ　その雇用する特例フィリピン人看護師候補者が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告すること。

三　研修の要件

1　一の1の研修は、次の1から5までに掲げる要件を満たさなければならない。

1　研修内容は、各特例フィリピン人看護師候補者の特性に応じて、平成二十四年度看護師試験の合格を目指すために適切なものとし、特例フィリピン人看護師候補者ごとに、これを実施するための看護研修改善計画が作成されていること。

2　1の看護研修改善計画は、平成二十三年度看護師試験の時点における看護研修計画に対する評価を踏まえ、平成二十四年度看護師試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものであること。

3　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

4　研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

5　研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。